1. 第2号ア(ア)~(ケ)若しくは第2号イ(ア)~(ウ)の当てはまる箇所に〇をご記入下さい。

1. 弟2号 / ( / ) ~ ( / ) 石し(は弟2号 1 ( / ) ~ ( · / ) の目 にはまる固加にOをこれ入下さい。		
第2号 ア	項目	提出書類
(ア)	生活保護法に基づく保護の停止または廃止	生活保護の停止・廃止通知書(写し)
(1)	町民税の非課税(地方税法第295条第1項)	保護者及び扶養義務者全員の非課税証明 書 (令和6年1月1日現在豊能町に住民 登録がない場合)
(ウ)	町民税の減免(地方税法第323条)	減免決定通知書(写し)
(工)	個人の事業税の減免(地方税法第72条の62)	減免決定通知書(写し)
(才)	固定資産税の減免(地方税法第367条)	減免決定通知書(写し)
(カ)	国民年金保険料の免除(国民年金法第89条及び第90条)	免除承認通知書(写し)
(+)	国民健康保険料の減免(国民健康保険法第77 条)	減免認定通知書(写し)
(ク)	  児童扶養手当の支給(児童扶養手当法第4条) 	児童扶養手当証書(写し)
(ケ)	生活福祉資金の貸付	貸付通知書(写し)
第2号 イ	項目	提出書類
	項目 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇 労働者または職業安定所登録日雇労働者	提出書類 失業対策事業適格者手帳等
1	    保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇	
イ (ア)	保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇 労働者または職業安定所登録日雇労働者 前年中の世帯全員(世帯分離者も含む)の合計	失業対策事業適格者手帳等 なし。但し、令和6年1月1日現在、豊能 町に住民登録がない者については、 <u>昨年</u>
イ (ア) (イ) (ウ)	保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇 労働者または職業安定所登録日雇労働者 前年中の世帯全員(世帯分離者も含む)の合計 の所得が、 <u>別に定める所得を超えない者</u> その他、教育委員会が特別の事由があると認め	失業対策事業適格者手帳等 なし。但し、令和6年1月1日現在、豊能 町に住民登録がない者については、 <u>昨年</u> 度所得証明書
イ (ア) (イ) (ウ)	保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇 労働者または職業安定所登録日雇労働者 前年中の世帯全員(世帯分離者も含む)の合計 の所得が、 <u>別に定める所得を超えない者</u> その他、教育委員会が特別の事由があると認め る者	失業対策事業適格者手帳等 なし。但し、令和6年1月1日現在、豊能 町に住民登録がない者については、 <u>昨年</u> 度所得証明書
イ (ア) (イ) (ウ)	保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇 労働者または職業安定所登録日雇労働者 前年中の世帯全員(世帯分離者も含む)の合計 の所得が、 <u>別に定める所得を超えない者</u> その他、教育委員会が特別の事由があると認め る者	失業対策事業適格者手帳等 なし。但し、令和6年1月1日現在、豊能 町に住民登録がない者については、 <u>昨年</u> 度所得証明書
イ (ア) (イ) (ウ)	保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇 労働者または職業安定所登録日雇労働者 前年中の世帯全員(世帯分離者も含む)の合計 の所得が、 <u>別に定める所得を超えない者</u> その他、教育委員会が特別の事由があると認め る者	失業対策事業適格者手帳等 なし。但し、令和6年1月1日現在、豊能 町に住民登録がない者については、 <u>昨年</u> 度所得証明書
イ (ア) (イ) (ウ)	保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇 労働者または職業安定所登録日雇労働者 前年中の世帯全員(世帯分離者も含む)の合計 の所得が、 <u>別に定める所得を超えない者</u> その他、教育委員会が特別の事由があると認め る者	失業対策事業適格者手帳等 なし。但し、令和6年1月1日現在、豊能 町に住民登録がない者については、 <u>昨年</u> 度所得証明書
イ (ア) (イ) (ウ)	保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇 労働者または職業安定所登録日雇労働者 前年中の世帯全員(世帯分離者も含む)の合計 の所得が、 <u>別に定める所得を超えない者</u> その他、教育委員会が特別の事由があると認め る者	失業対策事業適格者手帳等 なし。但し、令和6年1月1日現在、豊能 町に住民登録がない者については、 <u>昨年</u> 度所得証明書